

試験における「不正行為」の定義について

平成27年 6月26日
第2回教育支援委員会承認
令和3年4月1日
一部改正

1 ここでいう「試験」とは、鳥取大学単位認定規則第4条に規定する、単位認定に関わる試験(論文及びレポート等を含む。)をいう。

2 「不正行為」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 筆記試験

- ① 受験者本人に代わって他人に試験を受験させる行為、及び受験者本人に代わって受験する行為
- ② 事前に許可されていない資料等および電子機器類等を見る行為
- ③ 他の学生の答案を盗み見る行為
- ④ 故意に他の学生に自己の答案を見せる行為及び何らかの方法で解答を教示する行為
- ⑤ 試験監督者の指示に従わない行為

(2) 論文・レポート試験

- ① 他人に代筆させた論文・レポートを提出する行為
- ② 他人のレポートを代筆する行為
- ③ 実験や調査結果のデータを捏造又は改ざんする行為
- ④ 他人の論文・レポートを盗用する行為

(3) 上記のほか、全学共通科目及び一般教養科目においては教養教育センター長(米子地区においては医学部教務担当副学部長)、専門科目においては当該学部の教務担当副学部長が不正行為として認めた行為

(注) *「論文」とは単位認定にかかわる論文とし、修士論文及び博士論文は含まない。

*不正行為に関する全学の基本的な考え方を定めたものであり、必要に応じて学部等で詳細な定義を定めることができる。(H27.6.26 教育支援委員会確認)

<参考>

○鳥取大学単位認定規則

(単位の認定)

第4条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験(論文及びレポート等を含む。)の上、次条に規定する成績の評価に基づき、単位を認定するものとする。

(略)

(受験不正行為による単位不認定)

第7条 試験(論文及びレポート等を含む。)において不正行為を行った場合は、当該期の単位はすべて認めない。

○試験において不正行為を行った場合の取扱いについて(平成7年9月28日第244回補導協議会承認)

1. 当該期の単位は全て認めない。
2. 懲戒処分は行わない。